

第1日

平成22年6月10日（木）

午前10時零分開会

○議長（柴田裕隆君） おはようございます。これより平成22年第5回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は22名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元に配付しております会期日程表のとおり、本日から6月24日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月24日までの15日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

9番村上百合子議員

10番手嶋源五議員

を指名いたします。

次に、表彰状の伝達を行います。事務局長。

○事務局長（北嶋雅昭君） 表彰状の伝達につきましては、事務局のほうで説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

それでは、御紹介いたします。

先月5月26日に、第86回全国市議会議長会総会が開催され、全国市議会議長会より永年在職表彰状の贈呈が行われました。朝倉市議会からは、議員15年の永年在職表彰として、舟木正之副議長、手嶋栄治議員、草場重正議員の3名の方が表彰を受けられましたので、これより表彰状の伝達を行うものであります。よろしく願いをいたします。

それでは、ただいま御紹介いたしました皆さんは、前のほうにおいていただきたいと思います。

それでは、議員15年永年在職の表彰状を柴田議長から舟木副議長、手嶋栄治議員、草場議員の順でそれぞれ伝達していただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（柴田裕隆君） 表彰状。朝倉市、舟木正之殿。あなたは、市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第86回定期総会に当たり本会表彰規定により表彰いたします。平成22年5月26日。全国市議会議長会会長五本幸正。代読。（拍手）

表彰状。朝倉市、手嶋栄治殿。あなたは、市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第86回定期総会に当たり本会表彰規定により表彰いたします。平成22年5月26日。全国市議会議長会会長五本幸正。代読。（拍手）

表彰状。朝倉市、草場重正殿。あなたは、市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第86回定期総会に当たり本会表彰規定により表彰いたします。平成22年5月26日。全国市議会議長会会長五本幸正。代読。（拍手）

○事務局長（北嶋雅昭君） それではここで、表彰を受けられました3名の議員を代表しまして、草場重正議員にごあいさつをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

18番（草場重正君） 一番若い人でございます。草場でございます。お二人の先輩議員が、お前は目立つところがないもんで、こういった光栄の場に代表してごあいさつ申し上げろという親心であります。心からお礼を申し上げます。

振り返ってみますと、ちょうど平成7年に8名おりました同僚の方々、2名は殉職をされ、あとは現職のまま亡くなりましたもんですから、そういう過去のことを今振り返っているわけでありまして、よく15年間これたなあとと思います。これもやはり、お二人の同僚の方が支えていただきましたし、皆様方の日ごろからの御協力、そして5期目のお二人おられる先輩の長老の方々の御指導があったればこそであります。

これからも、そういったことを胸に秘めながら精進を重ねてまいる所存でありますので、今後一層の御指導と御鞭撻を賜りますよう心からお願いいたしまして、お礼のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○事務局長（北嶋雅昭君） ありがとうございます。以上で伝達を終わりたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） これをもちまして表彰状の伝達を終わります。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から報告11件、議案15件の送付を受けたほか、請願書4件を受理いたしました。

これを一括上程し、まず市長より提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆さんおはようございます。提案理由の説明申し上げます前に、今永年勤続ということで表彰受けられました3名の議員の皆さん方、これまでの市政に対する御貢献に心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

また、今後とも朝倉市政の進展のために御尽力をいただきますことを、この場を借りて私のほうからもお願い申し上げ、お祝いとさせていただきますというふうに思います。

それでは、提案理由の説明をいたします。

本日ここに、平成22年第5回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には

御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会は、私が市長就任後初めての定例会でございますので、今後の市政運営に対する私の所信や基本姿勢などを申し上げまして、議員の皆様を初め市民の皆様、関係各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

このたび、多くの市民の御支援をいただき、おかげをもちまして第2代朝倉市長として市政を担当させていただくことになりました。私に寄せられた期待とその責任の重さを感じますとき、本当に身の引き締まる思いであります。

さて、朝倉市は平成18年3月に1市2町が合併して誕生し、5年目を迎えました。これからは、真の一体性を確立することが重要であります。そのためには、甘木地区、朝倉地区、杷木地区、それぞれの特色を生かした均衡ある発展を基礎とし、住民福祉の向上と活気に満ちた魅力あるまちづくりを進めることが必要であると考えております。

現在の朝倉市において、少子高齢化への対応、環境問題、農林業の活性化、基幹道路網の整備促進、商工業の振興、戦略的観光振興、行財政改革の推進と、取り組むべき課題は多岐にわたっております。

世界経済を見てみますと、リーマンショック後の経済の立て直しが進む中で、ギリシャにおいて金融危機が勃発し不安が広がっています。我が国においても、デフレと雇用不安が長期化しており、この状況は朝倉市においても同様であります。

私は、何とかこの閉塞感を打破し、明るい未来に向かって進んでいけるよう力を尽くしたいと考えております。積極果敢に率先して課題に挑戦し、市民の皆様、そしてその代表である議員の皆様とともに、ふるさと朝倉市の未来を切り開いていく決意であります。

地方分権が進む中で、自分たちのことは自分たちで責任を持ってやる、それぞれの自治体の自治の形が今厳しく問われている時代であります。課題を市民に示し、意見を聞き、その英知を結集し、朝倉市みんなの力で解決に当たることが必要であります。

また、朝倉市は多くの財産を持っています。豊かな自然環境に加え歴史と文化、秋月、三連水車、原鶴温泉に代表される観光地、野菜、フルーツなど、農産物を初めとする特産物があり、地理的には福岡都市圏や久留米市と近距離に位置し、交通面では甘木鉄道、西日本鉄道甘木線の始発駅に加え、大分自動車道のインターチェンジを3つも有していることによる高い利便性があります。そして、忘れてならない最高の財産は、私たちの未来と一緒に築いていける、私が生まれ育ったこの朝倉市民の皆様であります。

私は、マニフェストで7つのビジョンを掲げました。安心して子どもを産み育てられるまち朝倉、環境を大事にするまち朝倉、心豊かに安心して暮らせる福祉のまち朝倉、農業・林業の盛んなまち朝倉、インフラ整備と商工業の振興で働く場のあるまち朝倉、だれもが訪れたいまち朝倉、クリーンで健全財政のまち朝倉、そして42項目について皆様にお約束をいたしました。

その約束を果たすため、最初に取り組みますのが就学前の子どもの医療費を無料化する

という事項であり、プレミアム商品券の補助など、幾つかの事項とあわせて本定例会に提案いたしております。

約束した事項の中には、直ちに実行するものだけではなく、時間を要するもの、準備して進めるものがございます。鉄は熱いうちに打てと言われるように、いずれも強い意志を持ち、スピード感を持って押し進めなければならないと考えています。

私は、皆様とともに、親と子と孫が一緒に暮らす朝倉市を目指す所存であります。皆様の御協力を心からお願い申し上げ、市長就任の所信表明といたします。

それでは、続きまして議案の提案理由について説明申し上げます。

本定例会には、報告について11件、専決処分について1件、補正予算について3件、条例の廃止、一部改正及び制定について6件、財産の処分について2件、工事請負契約の締結について1件、交通事故による損害賠償について1件、市道路線の認定について1件、合計26件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第1号から第11号までについて説明申し上げます。

報告第1号平成21年度朝倉市一般会計補正予算の繰越明許費使用の報告につきましては、まちづくり交付金事業、学校施設耐震化及び大規模改修事業等について繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し、報告申し上げるものであります。

報告第2号平成21年度朝倉市下水道事業特別会計予算の繰越明許費使用の報告につきましては、川端4号雨水幹線整備事業について繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し、報告申し上げるものであります。

報告第3号平成21年度朝倉市水道事業会計予算の繰越し使用の報告につきましては、持丸第1配水池改修工事について繰り越しをいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を調整し、報告申し上げるものであります。

報告第4号平成21年度朝倉市土地開発公社の決算及び報告第5号平成22年度朝倉市土地開発公社の事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、朝倉市土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

報告第6号平成21年度財団法人あまぎ水の文化村の決算及び報告第7号平成22年度財団法人あまぎ水の文化村の事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、財団法人あまぎ水の文化村の経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

報告第8号平成21年度株式会社ガマダスの決算及び報告第9号平成22年度株式会社ガマダスの事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ガマダスの経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

報告第10号平成21年度株式会社三連水車の里あさくらの決算及び報告第11号平成22年度株式会社三連水車の里あさくらの事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第

2項の規定により、株式会社三連水車の里あさくらの経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

次に、第47号議案平成22年度朝倉市老人保健特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分につきましては、平成21年度の老人医療費の確定に伴い、その財源となる国の負担金の一部が平成22年度に交付されることにより、平成21年度の歳入が不足し、この不足額を補てんするため平成22年度予算において繰上充用する予算の補正を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、報告申し上げ承認を求めるものであります。

第48号議案平成22年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）につきましては、平成22年度の当初予算を市長選挙が予定されていた関係から骨格予算として編成していましたので、今回政策的な新規事業等について補正するものであります。

補正の額は、歳入歳出それぞれ9億9,606万6,000円を追加し、予算総額を259億3,606万6,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、同報系防災行政無線の増設経費、水源の森整備事業費、小石原川ダム建設に伴う公共補償の経費、行政評価制度構築のための経費等に6億4,376万2,000円を計上いたしました。

民生費では、就学前の子どもの医療費を無料にするための経費等に830万3,000円を計上いたしました。

衛生費では、小学生以下に対するインフルエンザ予防接種無料化の経費及び上水道事業への出資金に5,396万5,000円を計上いたしました。

商工費では、秋月地区の公衆トイレ整備経費、プレミアム商品券の補助経費、朝倉市の観光資源の再発見事業等に4,423万円を計上いたしました。

土木費では、道整備交付金事業等の道路整備経費、市営住宅松の木団地の建てかえ経費に1億6,567万円を計上いたしました。

教育費では、甘木B&G海洋センターの改修経費、新秋月郷土館基本計画策定経費、小中学校の耐震化及び大規模改修に向けた耐震診断業務委託費等に7,989万6,000円を計上いたしました。

次に、歳入の主な内容について説明いたします。

歳出に伴う財源として、地方交付税1億1,735万6,000円、国庫支出金7,040万9,000円、県支出金1,000万円、繰入金3億90万1,000円、諸収入1億4,915万円及び市債3億4,090万円を計上いたしました。

次に、第49号議案平成22年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、建設改良費を補正しようとするものでありまして、資本的収入及び支出におきまして資本的支出を3,200万円を増額し、支出合計を7,489万1,000円といたしました。

第50号議案平成22年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、建設改良費を補正しようとするものでありまして、資本的収入及び支出におきまして資本的収入を4,600万円増額し、収入合計を1億889万1,000円とし、資本的支出を9,700万円増額し、支出合計を2億2,382万5,000円といたしました。

次に、第51号議案朝倉市民バスの実証運行に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、朝倉市民バスの実証運行を平成22年3月31日に終了したことに伴い、この条例を制定しようとするものであります。

第52号議案朝倉市三奈木地区振興基金条例を廃止する条例の制定につきましては、三奈木地区の振興のための三奈木地区振興基金の全部を処分したので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第53号議案朝倉市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子育て家庭における経済的負担の軽減を図るため、就学前の子どもの医療費を無料にすることに伴い規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第54号議案朝倉市過疎地域企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び中心市街地活性化に関する法律第48条の地方税の不均一課税に伴う措置に適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第55号議案朝倉市暴力団排除条例の制定につきましては、暴力団の排除を推進し、市民等の安全で平穏な生活の確保及び市内における社会経済活動の健全な発展を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

第56号議案朝倉市特別用途地区建築条例の制定につきましては、原鶴地域の観光振興の充実を図るため、特別用途地区を指定することに伴い、当該地区内における建築物の建築の制限または禁止に関する事項を定めたいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第57号議案財産の処分につきましては、善光寺自治会に財産を無償で処分するに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

第58号議案財産の処分につきましては、三島区自治会、久重区自治会、下古毛1組区自治会、下古毛2区自治会、下古毛三区自治会に財産を無償で処分するに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第59号議案工事請負契約の締結につきましては、朝倉東小学校校舎大規模改造建築主体工事を施行するため、株式会社古賀組と工事請負契約を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議

会の議決を求めるものであります。

次に、第60号議案交通事故による損害賠償につきましては、公務執行中に過失により発生した交通事故による損害を賠償するに当たり、その額を定めること、求償権を放棄すること及び和解契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第61号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、堂ノ前2号線を市道道路に認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので皆様方には十分なる御審議を賜り、御承認御議決いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中に人事案件につきまして追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ御報告申し上げ御了承いただきますようお願い申し上げます。

以上をもって提案理由の説明といたします。どうもありがとうございました。

(市長降壇)

○議長(柴田裕隆君) 補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長(樋口信尋君) ただいま提案理由の説明の中で、歳出に伴う財源の説明の中で、市債、本来は3億4,190万円を3億4,090万円と説明申し上げました。正式には3億4,190万円でございますのでここで訂正をさせていただきたいというふうに思っております。3億4,190万円。(発言する者あり)

それから濟いませぬ、繰入金なんです、3億90万1,000円ということを申し上げましたが、正式には3億190万1,000円でございます。あわせて訂正をよろしくお願ひします。

○議長(柴田裕隆君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、請願書について紹介議員の説明を求めます。18番草場重正議員。

(18番草場重正君登壇)

18番(草場重正君) おはようございます。それでは、永住外国人地方参政権付与に関する請願についての説明をさせていただきます。

民主党連立政権は、現在永住外国人に地方参政権を付与する法改正を検討いたしております。しかし、地方参政権とはいえ、地方公共団体は我が国の安全保障や国家百年の大計である教育、エネルギー、食料問題など、国家の存立に重要な事項と密接にかかわっており、我が国の忠誠義務のない外国人、また我が国と国益を異にする外国人に参政権を与えることは極めて無防備過ぎます。

参政権は、憲法15条1項にも明記されているように、国家と運命をともにする国民に与えられた固有の権利であり、国家の将来に責任をとる義務を負う国民に与えられた特別な

権利であります。

したがって、憲法の規定にも反するような参政権の付与については、官民挙げての議論や国民の十分な理解が必要であり、それをぬきにして法案を提出することはまさに国民主権の蹂躪であります。

本議会におかれましては、政府が検討している永住外国人への地方参政権付与については、ぜひ慎重に対応していただきますように意見書の採択をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

(18番草場重正君降壇)

○議長(柴田裕隆君) 5番柴山恭子議員。

(5番柴山恭子君登壇)

○5番(柴山恭子君) 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する請願書についての説明を申し上げます。

家族とは国の基本です。家族が同じ姓を名乗る日本の一体感ある家庭が、健全な心を持つ子どもたちを育ててゆきます。選択とはいえ、この夫婦別姓制度の導入は、明治以来の夫婦一体となった家族制度、よき伝統を壊してしまう働きをします。それゆえ、民法改正による選択的夫婦別姓制度の導入に反対いたします。

朝倉市議会におかれましては、国及び関係諸機関に対して選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出をお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

(5番柴山恭子君降壇)

○議長(柴田裕隆君) 3番中島秀樹議員。

(3番中島秀樹君登壇)

○3番(中島秀樹君) 22請願第3号について説明をいたします。

平成22年3月26日に国会で成立した子ども手当は、満額であれば防衛費を超える巨額の支給を要します。今の赤字財政の状況では、支給のためにすべて国債に依存することになります。いわば子や孫の世代にお金を借りて今の親を支援するという事にほかなりません。

このまま恒久的政策として続けていけば、近い将来国の財政は完全に破綻してしまいます。昨年の夏、民主党が政権公約を出したときに、無駄遣いをカットして子ども手当をやるということで、国民の間にも高揚感があつたというふうに思っております。

ただし、そのときは財源を捻出してというのを大半の国民が信じていたというふうに思っております。そういった意味で、国債で手当をして、将来子どもの世代から借金をしてまで子どもに手当を配るのはどうかというようなのが今の大半の意見だというふうに思っております。

また、8日、長妻厚生労働大臣は、子ども手当の満額の断念をおっしゃっていらっしゃいます。こういった中で、長妻厚生大臣は、一定の結論が出れば国民にきちっと説明する



ことが必要であるという談話を発表していらっしやいます。

また、民主党の中でもマニフェストの修正を検討しなければならないという意見が大きくなっております。今、制度はサステナビリティ、制度の持続性というのが大切だというふうに思っております。そういった意味で、この子ども手当というのは少しつけ焼き刃的な政策ではないかというふうに考えております。

私が、紹介議員としてこの中で特に、理由として強調したい点を3つ申し上げたいというふうに思っております。

まず1番目です。子どもに対する経済的支援であれば、所得の低い家庭により手厚い支援をすべきであり、子どもの給食費や医療費の無料化、保育サービスや幼児教育の充実などの政策をとるべきだというふうに理由の中に上げております。

お金を単にばらまくのではなく、ソフトを充実させるということが大事だというふうに考えております。また、広く薄く手当するということは、本当に大切な人のところにその分お金が回らないという結果にもなり得ます。

次に、2点目、この3番になります。このような効果が不明瞭なばらまき政策のため、満額支給であれば防衛費を超える巨額な支出が必要となります。今のところ、国に恒久財源のめどが全くついていません。ということは、赤字財政のもとほとんど国債に依存するということがほかなりません。すなわち、子ども手当の支給は子どもたちの将来の負担のツケ回しということにほかならず、言うならば政府による財政での児童虐待と言わざるを得ません。

子ども手当は、総額で最終的には5兆4,000億円が必要というふうに言われております。こういった、今厳しい財源が叫ばれてる中、こういった財政的な手当がない政策というのは黙って見過ごすわけにはいきません。

次に、3点目、4番目になります。子ども手当を所得制限をなくしたために、今まで児童手当が支給されなかった高収入世帯にも支給されることとなります。確かに、手続上の効率性という問題はあるかと思うんですが、一律に全家庭に配付するというのはいかがなものでしょうか。

母子家庭や父子家庭、それから低所得者家庭、本当に必要としている家庭があるのではないのでしょうか。そういったところに、私は厚く配分すべきではないかというふうに思っております。

以上、この3点が私はこの中で特に強調したい理由でございます。説明を終わります。

(3番中島秀樹君降壇)

○議長(柴田裕隆君) 13番矢野公子議員。

(13番矢野公子君登壇)

13番(矢野公子君) 今年度も義務教育に関する請願書が出ましたので補足説明をいたします。毎年のことですので、文章を読むのではなくて補足をしたいと思います。

本来、子どもたちは全国どこにいても同じような教育を受けられる機会均等が与えられるのが当たり前だと思いますけれども、現在財政豊かな市町村、自治体や考え方によって、随分格差が出てきております。

それで、30人以下学級の実態や国庫負担制度の2分の1から3分の1になったことなどについて説明をしたいと思います。

30人学級に関しては、21年度の文科省の調査によりますと大分ふえてきております。そして22年度、今年度の福岡県の30人学級に関する実施状況というのは、福岡県は児童生徒数が平均で35人を超える学年で、研究指定校において少人数学級を実施するという事になっておいて、270校334学級がそのことで設置されているそうです。

それから、それ以外に弾力的運用とか市町村独自の運用などによって、重なっている部分があると思いますが延べの413校、512学級が福岡県で実施されております。

朝倉市でも3小学校、3学級が措置されております。これらは、現場とか保護者などの強い要望によってこういう措置がなされていると思いますが、先ほども言いましたように財政が豊かであるとか、あるいは自治体の考えなどによって格差を生じておりますので、国の基準によって設置されるべきだと思います。

それで、ぜひ標準定数法を改正して、全国どこでも同じように機会均等の教育が与えられるよう願っております。

そういう意味で、国庫負担制度が2分の1から3分の1になったことも格差を生む原因になりますので、どうぞ今回もよく審議くださり、採択していただいて意見書を提出していただきますようお願いいたします。これで補足説明を終わります。

(13番矢野公子君降壇)

○議長（柴田裕隆君） 紹介議員の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時41分散会